

事 務 連 絡
平成30年12月19日

有料老人ホーム }
サービス付き高齢者向け住宅 } 設置者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

消費税の軽減税率制度導入に向けた対応について

日頃から、本県の高齢者福祉行政に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
厚生労働省・国土交通省より、平成31年（2019年）10月から実施される軽減税率制度について周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

来年10月1日から、消費税の引き上げに伴い、軽減税率制度が導入されます。
軽減税率制度においては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下「有料老人ホーム等」という。）において提供される一定の要件を満たす食事に対して軽減税率が適用されることとなっています。

有料老人ホーム等の設置者においては、軽減税率制度の導入に向けて、

- ・各事業所が提供している食事に対する軽減税率の適用の確認
- ・入居者への周知
- ・会計ソフト等を利用して会計処理を行っている場合、当該ソフトの対応状況の確認

等の対応が必要になります。

※軽減税率制度については、次の資料をご参照ください。

- ・よくわかる消費税軽減税率制度【国税庁】（下記URLにアクセスし、ダウンロードして下さい。）
<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018006-112.pdf>
- ・別紙1 消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）＊抜粋【国税庁消費税軽減税率制度対応室】
<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/03.pdf>
- ・別紙2 有料老人ホーム等における制度の概要と関係法令
- ・別紙3 高齢者向け住まいにおける飲食料品の提供に関する消費税の軽減税率に関するQ&A

【高齢者住まい事業者団体連合会】

（担 当）
香川県長寿社会対策課
施設サービスグループ 安部、谷本
TEL：087-832-3266

事 務 連 絡

平成 3 1 年 2 月 1 日

有 料 老 人 ホ ー ム }
サービス付き高齢者向け住宅 } 設置者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

介護保険電子メール同報配信システムに係る
メールアドレスの登録について（お願い）

日頃から、本県の高齢者福祉行政に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県においては、即時に情報を伝達し、事務の簡素化を図るため、メールアドレスを登録した事業所に対して、「介護保険電子メール同報配信システム」にて電子メールを活用した介護保険等に関する情報提供や説明会の開催案内等を配信しております。

つきましては、同システムの趣旨をご理解のうえ、メールアドレスを登録いただきますよう、よろしくお願ひします。なお、原則として県からの連絡等は同システムを介してのみとなります。また、登録のできない場合は別途対応いたしますので下記連絡先まで連絡してください。

記

1. 登録・登録解除方法等（別紙参照）

登録、登録解除は「かがわ介護保険情報ネット」にて行います。

かがわ介護保険情報ネット：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/index.shtml>

登録・解除画面：<https://www.kagawa-kaigo-douhou.jp/entry/>

2. 注意事項

- ・メールアドレスの登録は事業所番号のある各事業所毎に3つ以内とします。
- ・事業所等からの県長寿社会対策課への質問等は、本システムにより配信された電子メールに返信せず、従来どおり電話、FAX によりお願ひします。

※本通知はすでにご登録いただいている施設にも送付しております。

(担 当)

香川県長寿社会対策課

施設サービスグループ 谷本

TEL：087-832-3266